

入院医療費の計算方法変更のお知らせ

当院は、「診断群分類別包括評価制度（DPC）」で医療費の請求をおこなう病院に指定されました。このため、平成22年7月1日以降に入院される患者様から、入院医療費の計算方法を次のとおり変更させていただきます。

「診断群分類別包括評価制度（DPC）」とは？

患者様の病名や診療内容（診断群分類）に応じて厚生労働省が定めた、1日当たりの定額（包括評価）をもとに入院医療費を計算する制度です。
入院料・投薬・注射・検査・画像診断・処置等は1日当たりの定額部分に包括されますが、手術・麻酔・リハビリ等は従来の出来高方式での計算になります。（検査・処置等は一部、出来高のものもあります。）

《DPCによる計算方法のイメージ図》

従来の計算方法（出来高方式）

*個々の診療内容の費用を積み上げて計算

入院料
投薬・注射
検査・画像診断
処置

手術・麻酔
リハビリ
食事療養費

包 括

今までどおり
出来高で計算

DPC（包括評価）の計算方法

*1日当たりの定額に日数を乗じた分と従来どおりの出来高分とを合算

1日当たりの定額
（包括）
×
日数

手術・麻酔
リハビリ
食事療養費

- ◎患者様の病名や診療内容によっては、この制度の対象とならない場合があります。
- ◎亜急性期病床・結核病床にご入院の患者様、労災・交通事故等の保険診療外の患者様は、この制度の対象となりません。
- ◎病名や診療内容ごとに包括評価をする入院期間が定められていますので、それを超えた場合は翌日から出来高方式での計算となります。

お問い合わせ先：1階医事室（Tel076-245-2608）